

令和 7 年 8 月 29 日
海事局 船舶産業課

生産性の向上に取り組む船用事業者の計画を認定しました ～海事産業強化法に基づく事業基盤強化計画の認定～

令和 3 年 5 月に成立した海事産業強化法に基づき、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等により生産性の向上に取り組む船用事業者が策定した事業基盤強化計画を認定しました。

海事産業強化法に基づき、造船・船用事業者は、新たな船舶等の開発や生産方式の導入等による生産性の向上に向けた計画（事業基盤強化計画）を策定し、国土交通大臣に提出することができます。また、当該計画が所定の認定要件を満たすと認められる場合は、国土交通大臣が当該計画を認定することとなっています。

今般、以下の新規事業者が策定した事業基盤強化計画について審査した結果、所定の認定要件を満たしていると認められるため、7 月 28 日付で認定しました。

事業者	計画の内容	計画期間
ヤンマーパワーテクノロジー(株)	・改良型LNG燃料エンジンの開発、製造 ・舶用水素燃料電池システムの生産ライン構築・更なる増産に向けた、大形船用エンジン事業部門の分社化	～令和10年3月

（計画詳細は別紙参照）

認定を受けた造船・船用事業者においては、各種支援措置の活用が可能となります。また、海運事業者においても、当該認定事業者が建造する環境性能等に優れた船舶を導入する際に支援制度の活用が可能となります。

※本制度の詳細及び認定を受けた計画の概要は、以下の国土交通省ホームページからご覧いただけます。

制度の詳細：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000068.html

計画の概要：https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk5_000069.html

<問合せ先>



海事局 船舶産業課 國貞、榊原、柳本

TEL：03-5253-8111（内線 43-637、43-648、43-647）

03-5253-8634（直通）

Mail：hqt-senpaku-kibankyouka■gxb.mlit.go.jp

（メール送信の際は「■」を「@」（半角）に置き換えてください）